0 れらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件(平成十四年金融庁告示第三十六号) 長期信用銀行法第十三条の二第六項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそ

は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務	は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務
信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準	信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準
む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期	む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期
会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営	会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営
第十一条 法第十六条の四第三項の場合において、長期信用銀行持株	第十一条 法第十六条の四第六項の場合において、長期信用銀行持株
従属業務に関する基準)	従属業務に関する基準)
(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む	(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む
d Z	する。
合計額の総収入の額に占める書合が百分の五十を下回らないことと 合計額の総収入の額に占める書合が百分の五十を下回らないことと	- 合計額の総収入の額に占める害合が百分の五十を下回らないことと
	- ・・・ - ・・・ - ・・・ - ・・・・ - ・・・・ - ・・・・ - ・・・・ - ・・・・・ - ・・・・・・
れぞれの業務につき、当該長期信用銀行(同項第二号に掲げる業務	れぞれの業務につき、当該長期信用銀行(同項第二号に掲げる業務
一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそ	一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそ
でいるかどうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十	でいるかどうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十
が、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営ん	が、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営ん
第六条 法第十三条の二第六項の場合において、従属業務を営む会社	第六条 法第十三条の二第九項の場合において、従属業務を営む会社
従属業務に関する基準)	従属業務に関する基準)
(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む	(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む)
現行	改正案

入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。る長期信用銀行の役職員を含む。)からの収入の額の合計額の総収号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社であ当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行(同項第二

を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、

入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。
号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行 (同項第二を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、